

I 市行動計画の作成

津市新型インフルエンザ等対策行動計画 概要

「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）」第8条の規定により、三重県が策定した「三重県新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、「津市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定する。

II 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略 （P3） ①感染拡大を抑制し、市民の生命及び健康を保護する ②市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となる対策を講じる	2 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点 （P5） ①基本的人権の尊重 ②危機管理としての特措法の性格 ③関係機関相互の連携協力の確保 ④記録の作成・保存	3 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等 （P6～P7） 〈本市における被害想定〉 ①医療機関受診者数 29,000人～57,000人 ②入院患者数 1,200人～4,500人 ③死亡者数 380人～1,500人
4 対策推進のための役割分担 （P7～P9） ①国の役割 地方公共団体及び指定公共機関が行う対策の支援等 ②県の役割 国の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保、感染拡大抑制に関する対応等 ③市の役割 平時における感染症予防啓発、緊急時におけるワクチン接種や生活支援、要援護者への支援等 ④医療機関の役割 医療資器材の確保、診療継続計画の策定、医療連携体制整備への協力等 ⑤指定（地方）公共機関の役割 新型インフルエンザ等対策の実施等 ⑥登録事業者の役割 職場における感染対策の実施、重要業務継続の準備等 ⑦一般の事業者の役割 職場における感染対策、感染防止措置の徹底等 ⑧市民の役割 個人レベルでの感染対策の実践		
5 市行動計画の主要7項目 （P9～P20）		
項 目	概 要	
実施体制	発生前において、津市危機管理指針に基づく津市新型インフルエンザ等対策連絡調整会議を設置し、事前準備等、全庁一体となった対応を行う。 発生後において、①政府・県対策本部設置前には、津市危機管理指針に基づく津市新型インフルエンザ等対策本部を設置し、情報収集・共有・伝達、対応方針の調整・決定等を行う。また、②政府・県対策本部設置後には、直ちに特措法に基づかない任意の市対策本部を設置し、三重県域に緊急事態宣言が出された場合は、特措法に基づく市対策本部と位置付けて対策を総合的に推進する。	
サーベイランス・情報収集	対策を適時適切に実施するため、いずれの段階においても、新型インフルエンザ等の情報を系統的に収集・分析し判断につなげること、また、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結びつけるため、国、県等から積極的に情報収集し、県内のサーベイランス体制の構築等に協力する。	
情報提供・共有	国全体の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、市、国、県、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、情報提供については、内容に十分配慮するとともに、出来る限り迅速に行う。	
まん延防止	流行のピークをできるだけ遅らせ、体制の整備を図るための時間を確保するため、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収める必要があるため、個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせで行う。	
予防接種	①特定接種：特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行う。特定接種の対象となり得る者の範囲や、接種順位の基本的な考え方は、政府行動計画に示され、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定することとしている。 ②住民接種：緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）により行う。 一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づき行う。 住民接種の接種順位等の基本的な考え方については、政府行動計画に示されているが、緊急事態宣言がなされている事態においては発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて決定される。	
医療	新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、県内の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくため、県は医療機関である指定（地方）公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含めた医療従事者への具体的支援について十分な検討や情報収集、物資の備蓄、医療体制の整備等を行う。県が実施する対策について、必要に応じて協力する。	
市民生活及び市民経済の安定の確保	新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限とできるよう、国、県、医療機関等と連携し、要援護者に対する対策、埋火葬の円滑な実施、必要物資の備蓄等事前の準備を行う。 市民に対しては、家庭内での感染対策や、食料品、生活必需品等の備蓄に努めることを啓発し、市内の事業者に対しては、職場における感染対策や事業継続計画を策定する等の十分な事前準備を呼び掛けていく。	

III 各段階における対策

発生段階（P20～22）	主 な 対 策
未発生病期 （P23～P28）	・ 特措法の規定に基づく行動計画の策定、連絡調整会議等を通じた初動対応体制の確立・対応マニュアル等の策定、国・県と連携を図った情報収集、市民の相談窓口の体制整備、特定接種、予防接種の体制整備、物資及び資材の整備等
県内未発生病期 （P29～P34）	・ 対策会議、市対策本部の設置など体制の強化、国・県を通じた情報収集、市ホームページ等による情報提供、市民からの相談窓口を設置、不要不急の外出自粛要請等の理解促進、廃棄物処理体制の準備、県と連携した特定接種の開始、住民接種の接種体制の構築等の準備
県内発生早期 （P35～P43）	・ 市対策本部による対策協議、学校等での集団発生状況の把握強化、要援護者や観光旅行者への情報提供、感染性病原体を含む廃棄物の処理、住民接種の実施体制の整備及び接種、物資及び資材の確保等 ・ 緊急事態宣言が出された場合、特措法第34条に基づく市対策本部設置、特措法第46条の規定に基づく住民接種、水の安定供給、生活関連物資の価格の安定確保の要請等による対策の協議、学校等
県内感染期 （P44～P52）	・ 学校等での集団発生状況の把握、要援護者や観光旅行者への情報提供、感染性病原体を含む廃棄物の処理、住民接種の実施体制の整備及び接種、要援護者への生活支援、物資及び資材の確保等 ・ 緊急事態宣言が出された場合、特措法第34条に基づく市対策本部設置、本市が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行えない場合、特措法の規定に基づく他の地方公共団体への代行・応援等の措置の活用、特措法第46条の規定に基づく住民接種、死亡者の増加により火葬能力を超えることが明らかな場合、一時的に遺体を安置する施設等の確保等
小康期 （P53～P56）	・ 市対策本部の廃止、相談窓口等の体制の縮小、第二波に備え予防接種の継続等 ・ 緊急事態宣言が出された場合、県等と連携し、第二波に備え特措法第46条に基づく住民接種